



サッカー活動の再開に向けた ガイドライン

第2版（令和2年9月1日）

公益財団法人 栃木県サッカー協会 第4種委員会
栃木県少年サッカー連盟

1. はじめに



- ◆新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大の予防措置として、サッカー活動を再開する際のガイドラインを定めますので、自主的な感染防止のための取り組みを行って下さい。
- ◆活動にあたっては、すべての関係者の安全を最優先とし、通常の日常生活が保てることを条件とします。



2. サッカー活動の再開にあたっての基本的な考え方

① 健康管理の徹底

サッカー活動への参加にあたっては、体温測定、当日の健康状態等の把握を行い、「**健康チェックシート**」への記入を行う。体調が悪いときは無理な参加は控えること。

ウイルスに対する抵抗力を高めるため、十分な睡眠と、食事による十分な栄養摂取を行うこと。

② マスク着用の励行

近距離での会話時での飛沫防止のため、マスクの着用を励行すること。

③ 3つの密（密閉・密集・密接）の回避の徹底

屋外での活動が主となるが、それぞれの局面での対応を徹底すること。また、大会等も含め会議の開催については、**関係資料を事前展開し、必要最低限の人数・時間での開催に努めるよう工夫して行うこと。**

④ 手洗い等の励行

感染防止のための有効な手段と考えられるので、こまめな手洗い、うがい等を励行すること

⑤ 環境衛生管理の徹底

各自の持ち物の管理、共有物、共有箇所の消毒等の徹底など、環境衛生管理を徹底すること

⑥ チームの活動の管理

チームの活動においては、自治体等チェックリストでの管理を遵守するとともに、JFA作成のチェックリストを参考に、**大会・チームの活動の確認を行うこと。**

- ◎（公社）栃木県サッカー協会では、「6月1日（月）～【チーム活動再開】『新しい生活様式』を踏まえた感染防止対策を講じたうえでチーム活動自粛の解除（6月末までは県を跨いだ練習・対外試合の自粛）、7月～【対外試合等の再開】大会等の実施にあたっては、国や県の最新の情報を確認の上、新型コロナウイルス感染拡大防止のガイドライン等を遵守し、十分な対策を講じて実施する。」としています。

3. 4種事業について



▼公式戦を行う条件

以下の条件を満たした上で、開始を目指す。

なお、（公社）栃木県サッカー協会主催の公式戦については、第4種委員会（以下栃木県少年サッカー連盟とする）の指定する日以降とする。

- ① 政府・自治体・学校の自粛方針が解除された上で、選手の所属学校の再開
- ② 校庭・公共施設等が使用でき所属チーム活動の再開
- ③ 移動（公共交通機関利用）のリスクがない状態
※政府（自治体）による移動制限解除
- ④ 所属チーム活動再開から一定期間を確保し、社会的に一定の理解が得られること

4. チーム・地域の活動について



(1) チームの活動について

- ① 「5. 活動再開にあたって留意すること」の内容を参考に、十分な予防対策をとること
手洗い・うがいができる場所・設備（水道）の確保、除菌剤の持参と履行
- ② 活動再開にあたっては、個人トレーニング、グループ活動の再開、チーム活動の再開等、十分な期間をとり、選手への急な身体負荷が無いよう配慮すること
- ③ 一定期間の活動の再開ののち、トレーニングマッチ、公式戦への参加を計画すること
- ④ 常に最新の情報を収集した上でチームの運営を行うこと
- ⑤ 県外のチームとの交流はできるだけ避けること
- ⑥ 複数チームが集まって活動する場合は、各種ガイドラインやJFA発行のチェックリスト等の内容を参照し、感染対策を徹底して運営すること。
- ⑦ 各チームの活動においては、各種ガイドライン及び小学校の対応を参考に、感染対策を徹底すること。

(2) 地域の活動について

所属チームの活動を配慮し、チームの活動再開から一定期間を確保し、社会的に一定の理解が得られたのち、公式戦を再開すること